

市町村合併を考える

合併特例法とは

合併するなら「平成17年3月末までに」とよく言われています。なぜこの時期なのでしょう。

本来、市町村合併を行う場合、いつまでにといい期限はありません。合併が必要な市町村が、自らの自主的な判断により、合併期日などを決めて行えば良いわけです。

しかしながら合併にあたっては、その準備や合併のための調整、さらには合併によって必要となる新しいまちづくりなどに多くの経費を必要とします。また、行政をはじめ議会などの組織とその権限を、新しい市にスムーズに切り替えることが重要となります。

国や県では、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう、様々な支援を行っておりますが、この支援を定めた法律が「市町村の合併の特例に関する法律」(以下、「合併特例法」とい)で、その有効期限が、平成17年3月31日までとされているのです。合併を円滑に行うためには、この法律を活用して、有効期限までに合併することが条件となります。

支援内容としては、合併市町村の負担を軽減するための財政措置などによる支援と、その他の行政支援があり、代表的なものを紹介します。



〔財政措置などによる支援〕

①新しいまちづくりのための事業に対する財政措置(合併特例債)

合併後10年間、新しい市のまちづくりのために行う事業などに対して、事業費の95%を地方債(合併特例債+借入金)で賄うことができますが、その返済金の7割は、毎年度、地方交付税(国税の一部が市町村に交付されるもの)により支援されます。

②普通交付税の算定の特例

通常、合併すれば経費の節減が可能となるため、普通交付税額は、合併前の旧市町村の合計額より少なくなると考えられます。しかし、合併当初は新しいまちづくりの経費が必要になるなど、経費の節約も困難な面があることから、急激に普通交付税が減少しないように、激減緩和措置が15年間適用されます。

③合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に要する経費、行政サービスや負担水準の格差を調整するのに必要な経費が、地方交付税により支援されます。

④合併の準備や移行に対する財政措置

合併協議会の事業に必要な経費や、コンピュータシステムの統一など、移行に必要な経費が地方交付税により支援されます。

〔関係省庁の連携による支援〕

①快適な暮らしを支える社会基盤の整備

○市町村合併を支援する道路整備
新市町村内の公共施設などの拠点を連絡する道路などについて、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資が行われ、重点的に支援されます。

○合併記念公園の整備

合併のシンボル、記念となる都市公園の整備を推進するため、都市公園事業費補助において重点的に支援されます。

②豊かな生活環境の創造

○廃棄物処理施設整備事業

合併により必要となる100t/日以上の焼却炉に対し、優先的な実施に配慮されます。

○下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設などの整備を下水道事業により行い、他の汚水処理施設との広域的共同処理の促進が支援されます。

○消防防災施設等整備

合併により広域再編する場合には必要となる消防施設などについて、特別に配慮して支援されます。

③生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

○介護保険広域化支援

広域連合などへのシステム統一のための経費に対する支援策について、合併についても同様の取扱いとなるよう措置が講じられます。

○国民健康保険の広域化支援

合併について、広域化支援策と併せて検討されます。

○シルバー人材センター支援

市町村合併に伴うシルバー人材センターに係る国庫補助金に対して激変緩和措置を講ずることがあります。

④新世紀に適応した産業の振興

○中山間地域総合整備事業

中山間地域において、ほ場、農道などの農業生産基盤の整備や、集落道、農村公園や農村生活環境基盤などの整備を総合的に行われ、合併に向けた支援がおこなわれます。

○中心市街地活性化による商業の振興

合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定または持つことを認め、中心市街地の商業などの活性化と市町村合併に向けた環境整備に支援がおこなわれます。

問合先 政策形成課